

第二章 基本計画



※新宿区内のみどりの事例です。

1. 計画の理念

<理 念>

潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざします。

これまでの理念を引き継ぎつつ、オープンスペースの多面的な活用への要求から、みどりあふれる空間での憩いと多彩な利用による賑わいづくりをすすめるため、“賑わい”というキーワードを取り入れました。また、将来に残る立派な新宿らしい風格のあるみどりを創出していきます。

理念の達成イメージとしては、「多様な美しい自然との出会い、ふれあい」「都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり」「やすらぎと活力、賑わい」です。

<理念のイメージ>

多様な美しい自然との出会い、ふれあい

都市生活を豊かにする風格のある新宿らしいみどり



やすらぎと活力、賑わい



2. 計画の期間

(1) 当面の目標の計画期間

平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間を、当面の目標の計画期間とします。

(2) 将来の目標の想定期間

21 世紀後半までを、将来の目標の想定期間とします。

3. 計画の目標

計画の目標を次のとおり設定します。

(1) 緑被率の目標

【現在の緑被率 17.48%】

当面の目標 10年間で緑被率を1%アップします。

将来の目標 区全体の緑被率を25%にします。

今後は、公園、学校、道路、河川などの公共空間のみどりをより一層増やしていくとともに民有地のみどりの減少を抑えることによって、今後10年間で緑被率1%（18.2ha）のアップをめざします。

(2) みどり率の目標

【現在のみどり率 19.94%】

当面の目標 10年間でみどり率を1%アップします。

将来の目標 区全体のみどり率を27%にします。

「みどり率」とは、「緑被率」に「公園内の緑で被われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたもので、東京都が用いている指標です。

(3) 公園の目標

【現在の公園面積 117.28ha】（区全体の6.36%、区民一人当たり3.46㎡）
（平成29(2017)年4月1日現在の公園面積、同時点の住民登録人口 339,339人）

当面の目標 10年間で新たに2haの公園面積を確保します。

（区民一人当たり公園面積3.4㎡※）

将来の目標 公園等の面積を区全体の8%（約145ha）にします。

（区民一人当たり公園面積5㎡）

※想定人口 352,817人(2027年4月) 出典：新宿自治創造研究所の試算による

当面の目標は、区立公園と都立公園（改修中の明治公園を除きます。）の確保目標量とします。将来の目標については、この他に公園的な空間*も含めます。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

「新宿区区民意識調査」の結果を用いて目標を以下のように設定します。

表 2-1 区民のみどりに対する実感についての目標

指 標	平成 28 年 (2016 年)	当面の目標
新宿区全体の緑や花が「あると感じる」区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	62.4%	70%
ご自宅周辺の緑や花が「あると感じる」区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.6%	70%
ご自宅周辺でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物が 「いると感じる」区民の割合 (たくさんいる、そこそこいると回答した区民)	39.1%	50%

(5) 緑視率の目標

【現在の緑視率 18.2%】

当面の目標 緑視率を 20% にします
 将来の目標 緑視率を 25% にします

人が立って目に見える緑の割合を「緑視率」と言い、日常生活の実感として捉えられます。ビルや住宅、商業施設等が密集している都心部である新宿をより魅力的なまちとしていくために、この人々が歩く目線から緑を評価する「緑視率」を新たな指標として設定します。

平成 28(2016)年に区内を 230m メッシュで区切りその交点に近い 287 か所の交差点で行った調査での緑視率の平均値は 18.2% でした。これから 1.8% アップを目指し、緑視率 20% を目標として設定します。



4. 基本方針

計画の理念と目標を実現するための施策の方向性を示す5つの基本方針を定めます。

I 地域の貴重なみどりを守る

減少しつつある樹木・樹林を、区民・事業者と協力しこれらのみどりが将来にわたって残るように努めます。また、生物多様性の保全を図るとともに、樹林や水辺など豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持をすすめます。



保護樹林（新宿6丁目）

II 新たなみどりを増やす

公共施設の緑化、公園の確保をはじめ、住宅地や商業地といった私有地でもみどりを増やしていくための方策をすすめていきます。さらに、「緑視率」の指標を取り入れ、道路の植え込みや壁面緑化などの人の目に見えるみどりを増やしていきます。



公共施設緑化（せせらぎの里）

III 特色ある美しいみどりをつくる

西新宿の高層ビル街や新宿駅周辺の繁華街の他にも、神楽坂のような江戸情緒のある街並みや閑静な住宅街などそれぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい「特色のある美しいみどり」やビオトープづくりをすすめます。



花のカゴ（新宿3丁目）

IV みどりを活用する

人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴う様々なニーズに応じていくために、公園や緑地、水辺の活用をすすめ、生物多様性の充実を図りながら、みどりの魅力や価値を高めていきます。



園児の公園利用（おとめ山公園）

V みどりの啓発としくみづくり

様々な手法による緑化や生物多様性の普及と推進、また、安心して利用できる公園の整備と管理をすすめるため、制度やしくみの充実及び情報発信を図っていきます。



みどりの協定（上落合）

5. 配置方針

計画の理念と目標の具体的な実現のため、みどりの配置について 4 つの配置方針を定め、これを具体的に地図上に表した「みどりの配置方針図」を示します。また、緑地や水辺の配置を生物多様性の視点からみた「エコロジカルネットワーク*」を示します。

(1) 4 つの配置方針

I みどりの骨格の形成

「都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり」として、新宿区都市マスタープランで位置づけられる「環（わ）」を保全・強化し、本区のみどりの骨格を形成するとともに、区の枠を超えた広域的なみどりの広がりを形づくっていきます。

1) 「水とみどりの環*」

本区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺や、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環（わ）」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる空間、さらに、地域の人々や訪れる人々が、憩い回遊できる連続した空間を形成します。



神田川沿いのみどり（高田馬場）

2) 「七つの都市の森*」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進め、住む人、働く人、訪れる人などが豊かなみどりを感じながらやすらぐことができる空間を形成します。また、賑わい空間の形成や防災機能を充実させ、生物多様性等に配慮したみどりのネットワークの形成をすすめます。



七つの都市の森（戸山公園）

3) 「風のみち（みどりの回廊）*」

明治通りと新宿通りから中央通りを「風のみち」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や、沿道建築物の緑化をすすめます。そうしたみどりと身近な地域のみどりをつなげ、「水とみどりの環」や「七つの都市の森」とを結びさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成します。



明治通りの街路樹（新宿2丁目）

Ⅱ みどりの軸の形成

新宿区都市マスタープランで「緑陰豊かな街路」に位置づけられた路線を、本計画では「みどりの軸」と位置づけ、①緑量のある街路樹の整備や管理、②沿道建築物の緑化をすすめる、道路空間のみどりを広げ、都市にみどりの軸をつくります。特に重要な路線は、「みどりの軸重点路線」としてみどりの充実を図ります。また、「将来の都市構造」における賑わいや生活の拠点となる心（しん）とのネットワークをすすめます。



緑量のある街路樹（早大通り）

Ⅲ みどりのモデル地区の指定

新宿区みどりの条例第24条のみどりのモデル地区を指定し、みどりの保護と育成をすすめます。なお、都市緑地法第4条第2項第8号の「緑化重点地区*（重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）」は区全域を指定します。

1) みどりの保全モデル地区*

みどり豊かな住宅地が多くを占め、開発等による緑被の減少が多い落合地域を中心に、みどりの保全モデル地区を指定し、今あるみどりの保全をすすめます。



2) みどりの推進モデル地区

緑被率が低い榎、笹笥地域を中心に、みどりの推進モデル地区を指定し、緑化を推進します。



3) 屋上緑化等推進モデル地区

建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、積極的に屋上緑化、壁面緑化を推進します。なお、モデル地区は、公園型、ビオトープ型、農園型などに分類して設定し、屋上緑化の多様化と活用を推進します。



4) 緑視モデル地区

緑視率が低い地域や交差点などをモデル地区として指定し、目に見える緑の増やし方やその効果を普及啓発することで、区内での緑視率向上を推進します。



IV 身近な公園の確保・充実

地域に密着した身近な公園について、量と質の両面から充足させていくため、新たな公園の確保、既存公園の機能の充実を図っていきます。

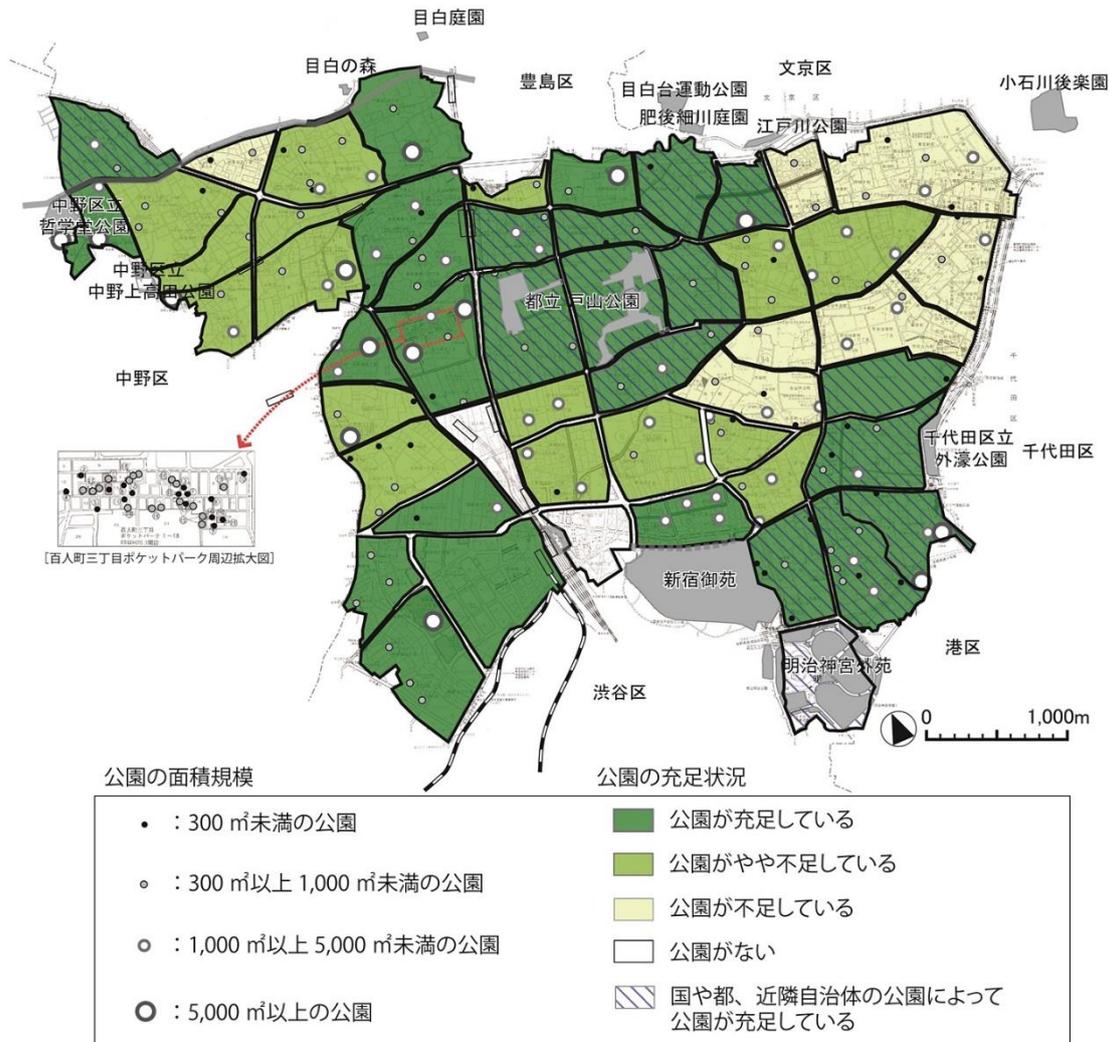
なお、公園の確保・充実に関する具体的な方針は次のとおりです。

1) 身近な公園の確保

身近な範囲に公園を充足させていくため、公園配置の最小単位として、幹線道路や鉄道で区切られた区域ごとに、区内を52の区画に分けました。

そのうえで、公園の利用域（※1）が各区画の面積に占める割合に基づき、区画ごとの公園の充足状況を評価し（※2）、公園が不足している区画及びその周辺部の中から、土地利用の状況や区画の規模等を勘案して「公園整備を促進するエリア」を選定し、公園を優先的に整備していきます。

また、その他の区画においても、小規模な公園等の使いやすさや安全性の向上など、公園の機能や効用を高めていくため、公園の整備をすすめていきます。



※1 公園の利用域

公園の面積をもとに、その公園を日常的に利用する人が居住する範囲を想定し表すために用いた概念。

みどりの基本計画に掲げる将来の公園の確保目標量（区全体の面積の8%）に基づき、身近な公園（区立公園等）の確保目標量を区全体の面積の3%、大規模な公園（国、都の公園等）を区全体の面積の5%と設定し、この率を公園利用域の範囲を算出する標準としました。

身近な公園の利用域＝面積の3%が当該公園に占められている範囲

大規模な公園の利用域＝面積の5%が当該公園に占められている範囲

(算定式)

- ・身近な公園の公園利用域の算出方法 公園面積×100/3 を利用域の面積として計算。
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。
- ・大規模な公園の公園利用域の算出方法 公園面積×100/5 を公園利用域の面積として計算
円の半径は（利用域の面積÷ 3.14）の平方根で算出。

※2 公園の充足状況に関する評価の考え方

公園の充足状況は、各区画の面積に対して、上記の公園利用域が占める割合をもとに、以下のように評価しました。

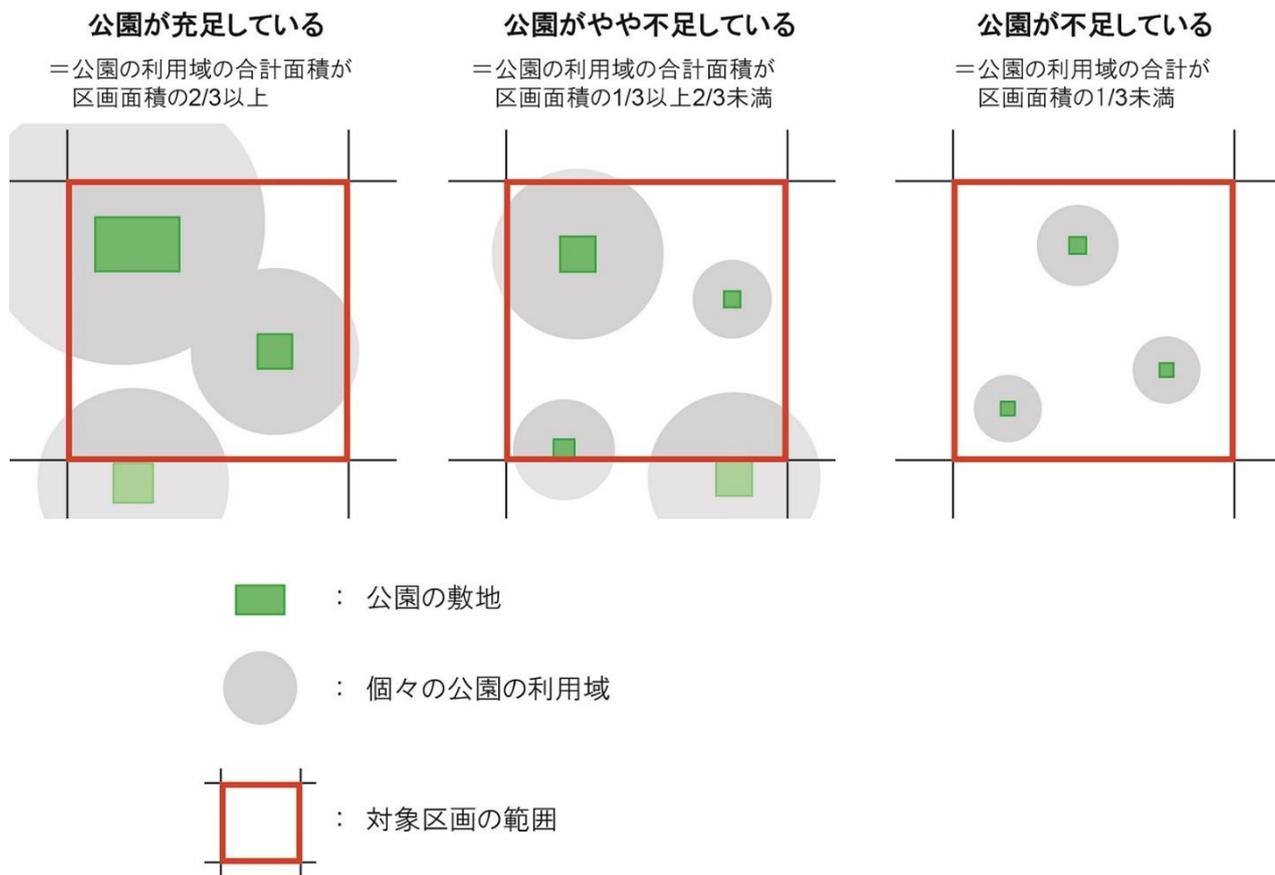


図2-2 公園の充足状況に関する評価の考え方

2) 公園機能の配置と分担

区全体で、公園の機能がバランスの取れた配置になるよう、次の方針に沿って公園機能の配置と近接する公園同士による機能分担をすすめます。

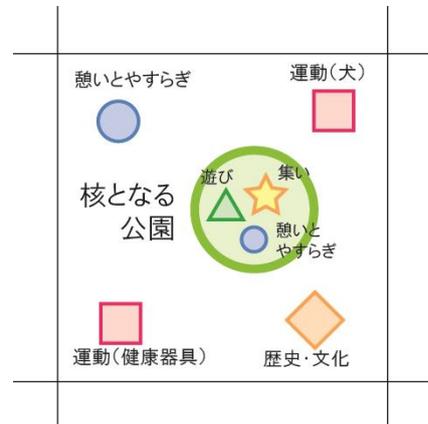
① 核となる公園

(ア) 大規模な公園（面積概ね 1ha 以上）

区内の公園を代表するような特色を持つ大規模な公園で、防災・景観形成等の面から重要な役割を果たす公園を「地域の中核となる公園」に位置づけます。

(イ) 中規模の公園（面積概ね 1,000 m²以上）

公園に求められる機能を複数担っている中規模の公園について「核となる公園」として 1 区画につき 1 か所以上を位置づけます。



② 公園機能の充実

利用の視点から求められる主な機能を次のとおりとし、地域の人口構成や土地利用などを考慮のうえ、各機能がバランスよく地域に配置されるように機能の充実を図っていきます。

(ア) 憩いとやすらぎ：休息や散策、自然とのふれあいなどを楽しめる公園

(イ) 遊び：遊具を中心とする子どもの遊びに対応した公園

(ウ) 運動：健康器具や多目的広場等があり健康づくりに取り組める公園

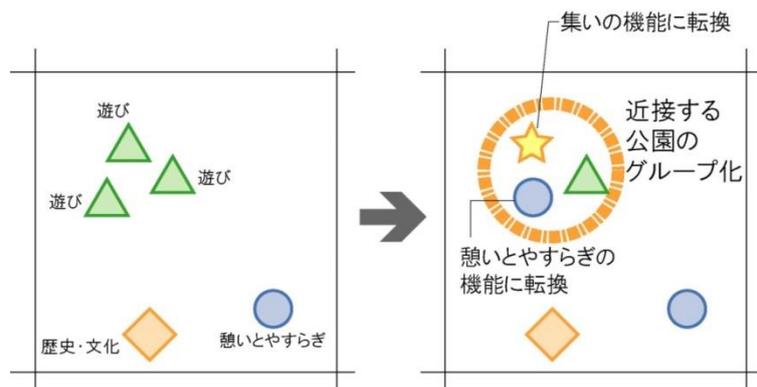
(エ) 集いと賑わい：イベントなど人々が集い、まちに賑わいを創出する公園

(オ) 歴史と文化：まちの記憶となる歴史・文化資源を有する公園

なお、「遊び」機能の公園が近接している場合には、幼児・児童などの対象年齢別に「遊び」機能を整備することを検討します。

③ 公園の機能分担

複数の機能を持った核となる公園の確保が難しく、かつ不足する機能がある区画では、近接する公園を一つのグループとして捉え、グループ内で機能分担を進めることで不足する機能を充足していきます。



④ 公民連携の推進

公園の「賑わい」機能をより一層充実させるため、区民や民間事業者などの多様な主体と、管理運営について連携をすすめます。

特に、以下に挙げる公園を中心として、公募設置管理制度といった民間資金を活用した施設管理手法の導入を図ることで、地域の特性に応じた賑わいを創出します。

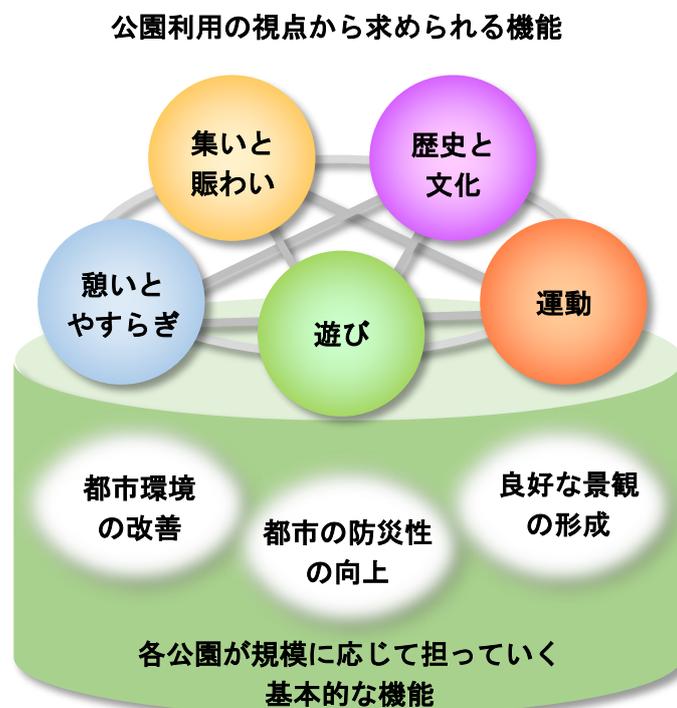
- (ア) 新宿駅周辺地域など業務商業施設が集積している地域にある公園
- (イ) 地域の中核となる大規模公園
- (ウ) 公共施設や観光拠点と近接し、連携することで賑わいをつくりだすことが可能な公園

公園が担う機能の考え方

都市の公園には、大きく二つの機能があります。

一つは、公園が存在することで発揮される機能です。具体的には、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化、生き物の生息地の保全・再生などの「都市環境の改善」、災害時の避難地や延焼防止機能などといった「都市の防災性の向上」、さらには「良好な景観の形成」などがあります。こうした機能は、全ての公園がその規模等に応じて担っている基本的な機能です。

もう一つは、「憩いとやすらぎ」「遊び」「運動」「集いと賑わい」「歴史と文化」といった利用の視点から求められる機能です。こうした機能については、各公園の特性や地域のニーズなどに即して、適切な配置を進めていくことが必要です。



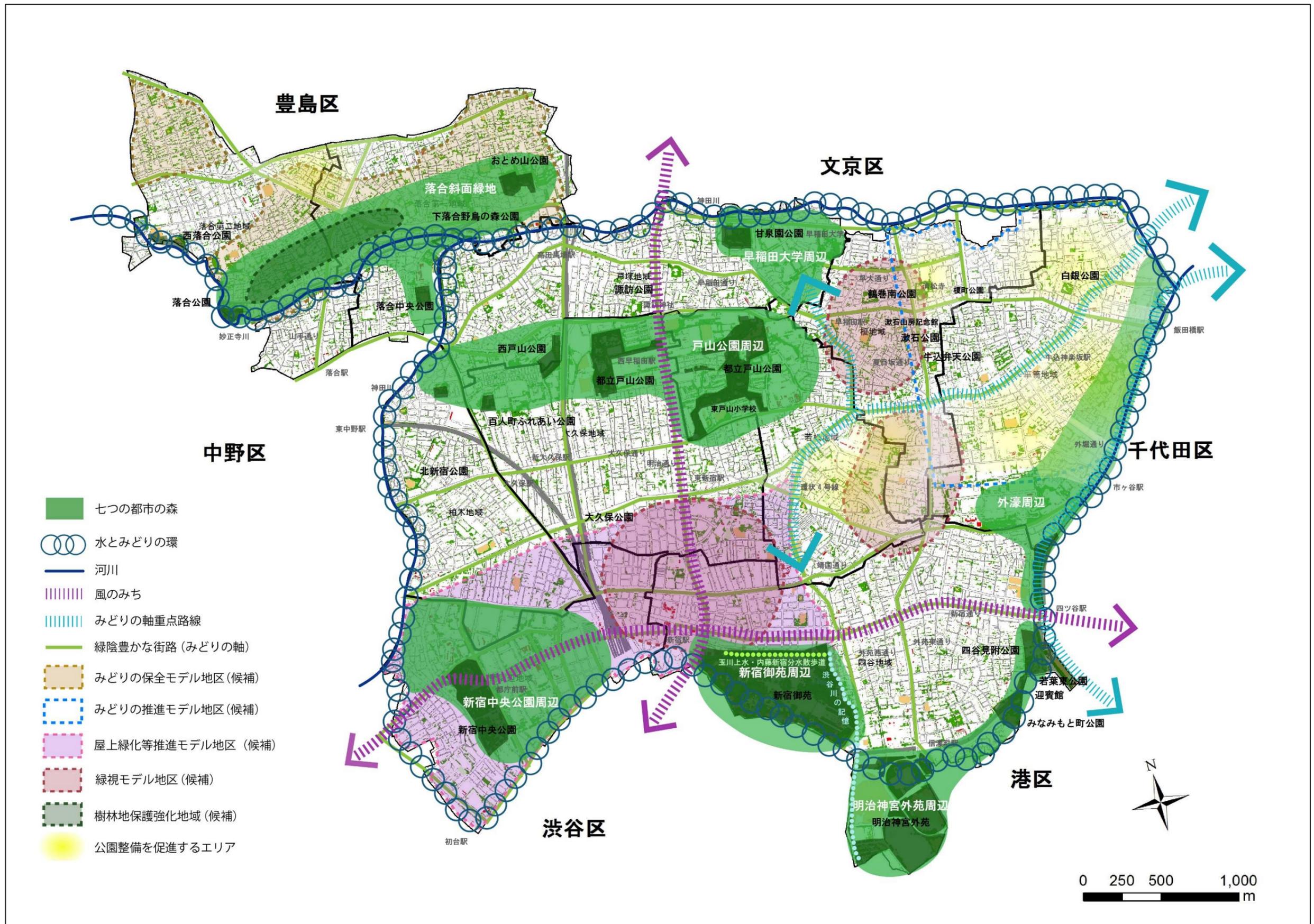


図 2-3 みどりの配置方針図

背景図：(利用許諾番号) MMT 利許第 27004 号-42

(2) エコロジカルネットワーク

1) エコロジカルネットワークとは

緑地や水辺の配置やつながりを生き物の視点で見たものを、エコロジカルネットワークといいます。

生き物の生息地や生育地（繁殖地）としては、その量、規模、質（樹林、草地、水辺など）や連続性等を考慮する必要があり、みどりの配置方針による緑地等の整備にあたっては、このエコロジカルネットワークにも配慮していきます。

また、それぞれの生き物の生態や移動距離の違いによって、区内、都内、日本国内、世界と様々な段階でのネットワークが必要になります。ここでは、半径 5km 程度の区内を中心としたネットワークと半径 10km 程度の広域なネットワークの例について示します。

(対象となる生き物の例)

表 2-2 のように種によって動物の移動距離は異なります。新宿区内の範囲では、コゲラ、カワセミ、シジュウカラ、シオカラトンボ、アゲハチョウなどが関わり、広域では、カワウ、アブラコウモリ、オニヤンマなどが関わります。これらの種による移動の違いや区内外のつながりを考慮してネットワークづくりをより強化していきます。

表 2-2 動物の移動分散の距離（※日本緑化工学会誌 37(1)p205 を基に、区内で生息している生き物で作成）

分類群	サイズ	移動	該当種	新宿区			広域		
				1/2,500~5,000	1/10,000~25,000	1/50,000~	100m	1 km	10 km
哺乳類	中型	陸上（歩行）	タヌキなど						
	小型	陸上（歩行）	ネズミ類（アカネズミなど）						
	小型	飛翔	コウモリ類（アブラコウモリなど）						
	小型	地中	モグラ類（アズマモグラなど）						
鳥類	大～中型	飛翔	オオタカ、カワウ、ツバメなど						
	小型	飛翔	カワセミ、シジュウカラ、コゲラなど						
爬虫類	-	陸上（地這）	トカゲ類（トカゲ、カナヘビなど）						
	-	陸上（地這）	ヘビ類（シマヘビ、アオダイショウなど）	不明					
	-	陸上（地這）・水中	カメ類（ニホンイシガメなど）						
両生類	大型	陸上（地這）	カエル類（アズマヒキガエルなど）						
	中～小型	陸上（地這）	カエル類（シュレーゲルアオガエルなど）						
昆虫類	-	飛翔（強）	バッタ類（トノサマバッタなど）						
	-	飛翔（弱）	バッタ類（クツツムシ、ヒガシキリギリスなど）						
	-	飛翔	セミ類（クマゼミ、ミンミンゼミなど）						
	-	飛翔	トンボ類（シオカラトンボ、アジアイトトンボなど）						
	-	飛翔（強）	トンボ類（オニヤンマなど）						
	-	飛翔	チョウ類（アゲハチョウなど）						
	-	飛翔	甲虫類（カブトムシ、カナブンなど）						

— — — — —▶ 移動分散の直線距離の最大値 — — — — —● 移動分散の直線距離の平均値

2) 新宿区のエコロジカルネットワーク

① ネットワーク図

コゲラやシオカラトンボを例として、主要な緑地、水域、コリドー（移動空間）とそのネットワークを図2-4に示します。また、今後の生物多様性や緑化のネットワークをより強化するために、その強弱も示しました。

強固なネットワークは、神田川から北側にかけてのおとめ山公園などの崖線沿い、南側の新宿御苑、神宮外苑、明治神宮、外濠、皇居のつながりが挙げられます。貧弱なネットワークは、戸山公園と南北を結ぶライン、新宿中央公園と周辺緑地とのつながりが挙げられます。

② ネットワークの形成手法

南北を走る主要幹線道路には、緑量のある街路樹が整備された箇所もあり、今後は、幹線道路の街路樹の強化などで、強いネットワークが形成できると考えられます。東西に関しては、主要な緑地がなく、幹線道路が非常に重要なネットワークとなるため、幹線道路を中心に街路樹による緑化が今後より重要な課題だと考えられます。

また、区内のネットワークを有効に機能させるためには、周辺の環境が大切であるため、隣接する自治体との連携をすすめます。

③ ネットワーク例

- ・コゲラを指標とした場合、繁殖可能な緑地としては2ha以上とされ、通常の飛翔距離が500m～1,000mとされているので、緑地同士が500m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・水域が必要なシオカラトンボを指標とした場合、飛翔距離は700m～3kmとされているので、水域同士が700m以内であればつながりが強いと考えられます。
- ・カワセミを指標とした場合、飛翔距離は数km～20kmとされています。区内ではおとめ山公園、神田川、新宿御苑など周辺部の数か所で確認されています。区内での繁殖は確認されていないので、周辺からの飛翔と考えられます。区内での水辺を中心とした生息環境の整備や周辺地域との連携による環境整備により、区内の多くの個所でも見られるようになる可能性があります。
- ・飛翔距離の短い昆虫などのためには、草地のコリドー（移動空間）の保全と創出が大切です。

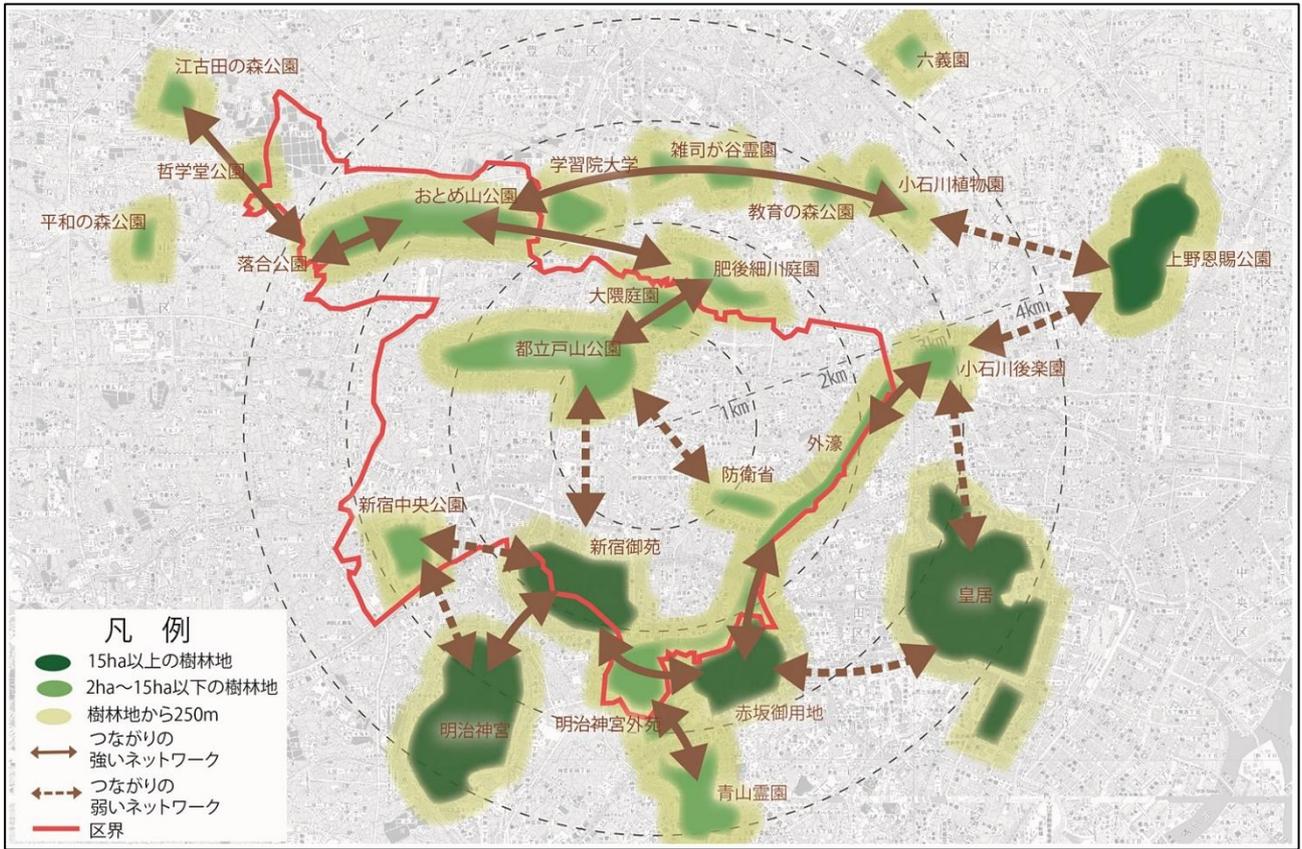


図 2-4-1 コゲラを指標としたエコロジカルネットワーク例

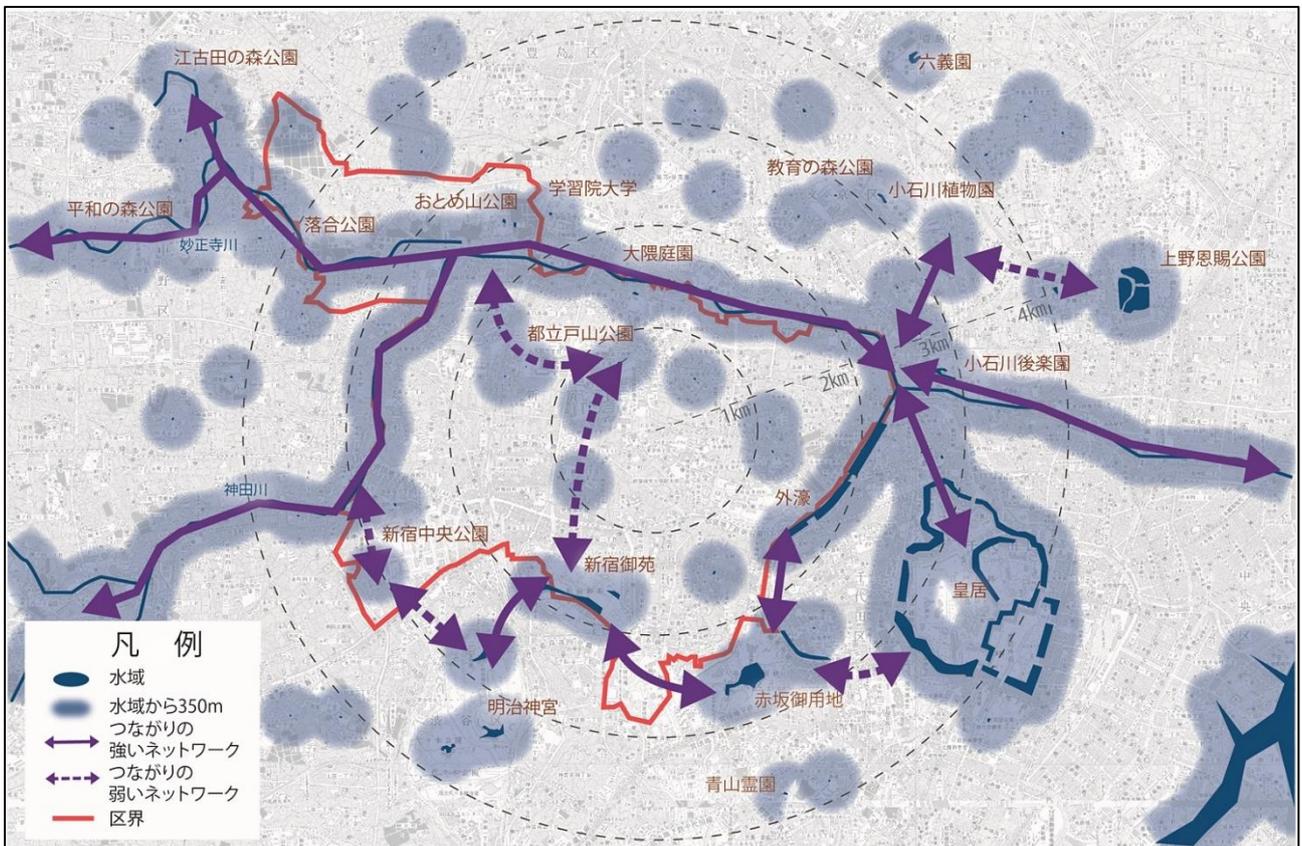


図 2-4-2 シオカラトンボを指標としたエコロジカルネットワーク例

3) 広域のエコロジカルネットワーク

①ネットワーク図

新宿区の生物多様性の周辺との係わりを、西は小金井公園、東は海浜エリア、北は荒川、南は多摩川付近まで広げて簡易的に緑地や水域のつながりを図2-5に示しました。

新宿区とのつながりをみた場合、水域においては、神田川が主要な役割を担っているため、神田川の集水域を一つのまとまりとしました。西側の井の頭恩賜公園に水源があり、善福寺川や妙正寺川など幾つかの支川を取り込み、隅田川に流れ、海へとつながっています。

②ネットワークの形成手法

緑地をみると、水域と同様に、河川によって緑地が連なっているため、そこへのコリドー（移動空間）があれば、新宿区などの市街地においても、生物の多様性が高まると考えられます。広域なコリドーの形成のため、より広域な自治体等との連携をすすめます。

③ネットワーク例

- ・アユ、ボラ、モクズガニなど海との間を移動する生き物が神田川の新宿区内のエリアでも見られ、東京湾とのつながりを示しています。
- ・カワウ、コサギ、イソシギ、カワセミなどの移動範囲の広い水鳥が河川や公園の池でも見られ、周辺の水域とのつながりを示しています。

④より広域なネットワーク例

- ・ツバメ、ウグイス、オオルリ、キビタキなど春に南の国から渡ってくる夏鳥が見られます。
- ・マガモ、オナガガモ、ジョウビタキ、ツグミなど秋に北の国から渡ってくる冬鳥が見られます。
- ・ハヤブサ、チョウゲンボウ、サシバ、ハイタカなど移動範囲の広い猛禽類も見られます。

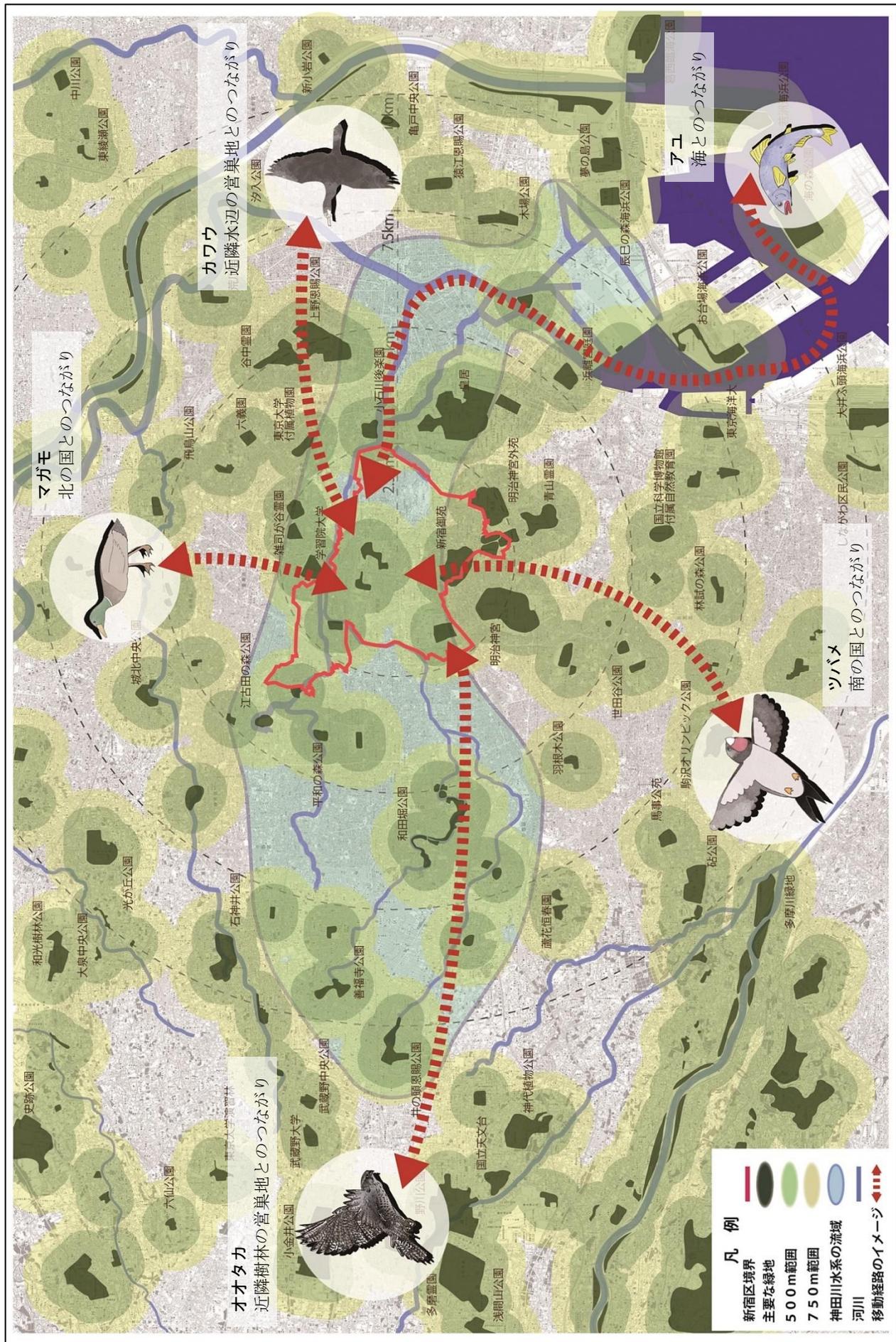


図2-5 広域のエコロジカルネットワーク例

6. 行動方針

基本方針の具体的な実現のための方向性を、21の行動方針として整理し、それぞれの行動方針ごとに個別施策の展開例を示しました。

また、個別施策の重点的な取組みの中から、本計画を先導する特に重要な施策をリーディングプロジェクトとして選定しました。

(1) 施策の体系

21の行動方針を、前計画と比較した変化を【新】、【拡】、【継】の3つで表記しました。

- ・【新】：新しく展開する施策
- ・【拡】：事業を拡大する施策
- ・【継】：これからも継続して実施する施策

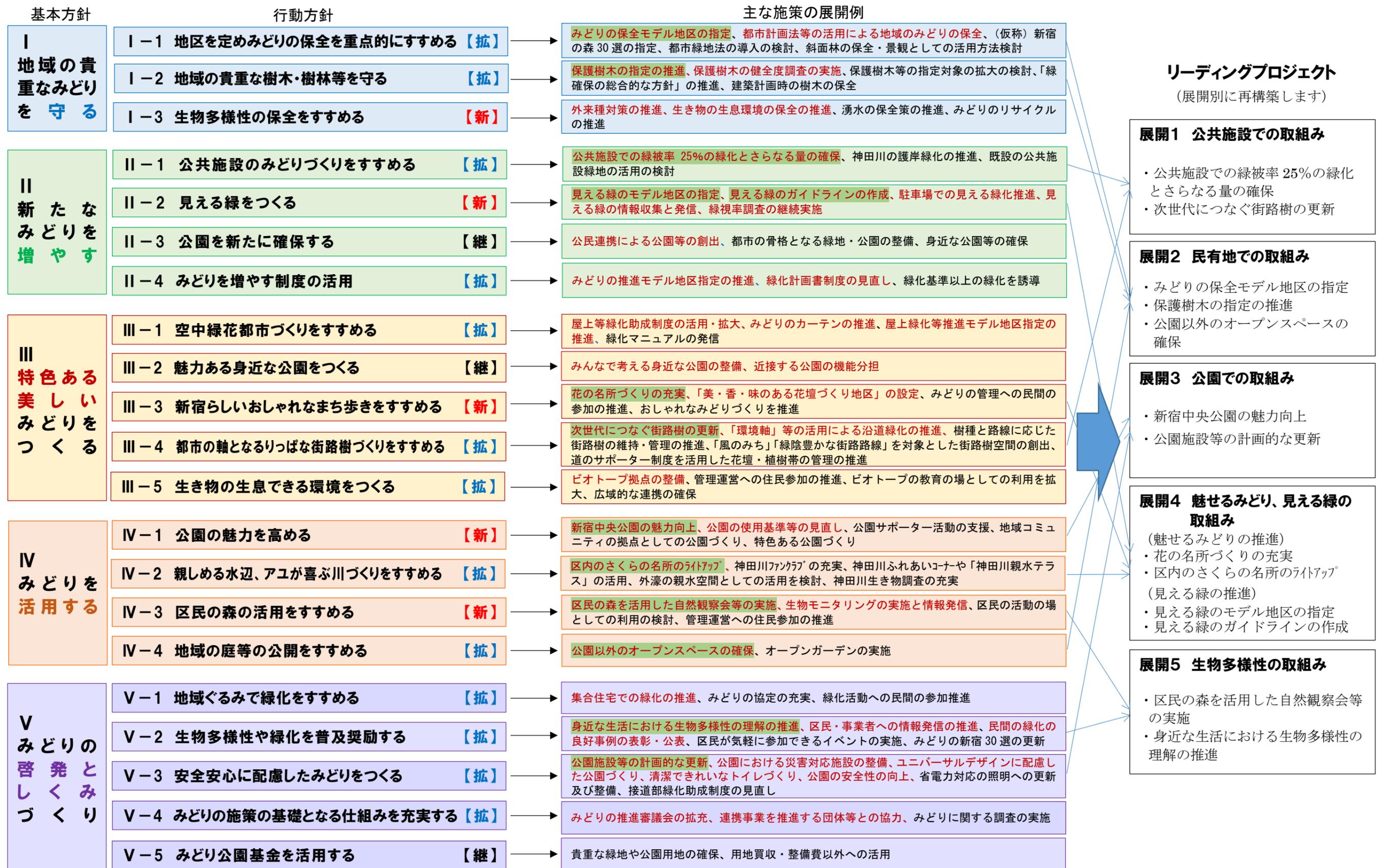
1) 施策の展開例

21の個々の行動方針ごとに主な施策の展開例を示しました。これらの施策については、取組みの重要度別に以下の4区分で示しました。

- ・リーディングプロジェクト：重点的な取組みの中の特に計画を先導する施策
- ・重点的な取組み：早期実現をめざし重点的に取組む施策
- ・期間中の実現を努力：計画期間中の実現をめざす施策
- ・将来の実施を検討：実施をめざし、検討を行っていく施策

2) 施策の体系図

施策の体系を図2-6に示します。



【新】：新しく展開する施策、【拡】：事業を拡大する施策、【継】：継続して実施する施策

赤文字：リーディングプロジェクト 赤文字：重点的な取組み

図 2-6 施策の体系

(2) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、本計画を先導する特に重要な施策として、今回の改定にあたっての4つの視点に関わるものや区が率先して進めていくべきものを、個別施策の重点的な取組みから選定し（**公共施設**）、（**民有地**）、（**公園**）、（**魅せるみどり・見える緑**）、（**生物多様性**）の5つの分野別の展開の取組みとしてまとめたものです。

展開1 公共施設での取組み

公共施設において、率先して緑化の推進を図るとともに、土地の記憶としての街路樹の更新を図り次世代につなげていく。

公共施設での緑被率25%の緑化とさらなる量の確保（行動方針Ⅱ-1）

- ・個々の公共施設の新設、改修の際には、緑化計画書制度を活用して緑被率25%の確保を目指す。
- ・緑被率の低い区有公共施設を対象に緑化をすすめる。

次世代につなぐ街路樹の更新（行動方針Ⅲ-4）

- ・土地の記憶の一つである街路樹を次世代につないでいくための手法の検討と整備をすすめる。

展開2 民有地での取組み

民間の貴重な緑地を保全するとともに、新たな創出や公開を行い、公園的な空間として活用していく。

みどりの保全モデル地区の指定（行動方針Ⅰ-1）

- ・落合地域で、支援制度を手厚くするなどインセンティブの付与を行うみどりの保全モデル地区指定をすすめる。

保護樹木の指定の推進（行動方針Ⅰ-2）

- ・候補樹木の実態調査などによる保護樹木の発掘と指定をすすめる。
- ・特に良好なものは「特別保護樹木」や「公共施設保護樹木」の指定をすすめる。
- ・維持管理の支援制度の充実などによる指定へのインセンティブを高める。

公園以外のオープンスペースの確保（行動方針Ⅳ-4）

- ・社寺、企業、大学等のみどりを身近なみどりとして地域に開放し、公開空地と合わせて地域の庭としての活用をすすめる。
- ・区内の貴重なみどりの残る民有地や使われていない遊休地を、市民緑地制度*等を活用して公開をすすめる。

展開3 公園での取組み

公園において魅力の向上を図り、多様なニーズに応じていくとともに、計画的な施設の更新による効率的な公園の整備、管理をしていく。

新宿中央公園の魅力向上（行動方針Ⅳ－１）

- ・「新宿中央公園魅力向上推進プラン（平成29年9月策定）」に基づき、新宿中央公園に魅力ある多彩な「みどり」の空間をつくり、多様な活用を図る。また、公募設置管理制度*やネーミングライツ*などの手法を用いて、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活用した公園の整備・運用を図る。

公園施設等の計画的な更新（行動方針Ⅴ－３）

- ・効率的な公園施設の更新・維持管理を図るため、公園施設等に関する維持管理計画を策定し、計画的な更新等を進めていく。

展開4 魅せるみどり、見える緑の取組み

特徴のあるみどりや歩きながら目に見える緑を増やし、実感としてのみどりの増加と魅力アップを目指す。

魅せるみどりの推進（行動方針Ⅲ－３、行動方針Ⅳ－２）

- ・緑の有無や地域のバランス等を考慮して、公園をはじめとした公共空間での花の名所づくりをすすめる。（行動方針Ⅲ－３）
- ・神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップする。（行動方針Ⅳ－２）

見える緑の推進（行動方針Ⅱ－２）

- ・緑視モデル地区の指定をすすめる。
- ・様々な緑化手法による見える緑のガイドラインを作成する。

展開5 生物多様性の取組み

人間の生存基盤である自然の恵みについての理解を深めるため、そのきっかけとなる事業の展開を図る。

区民の森*を活用した自然観察会等の実施（行動方針Ⅳ－３）

- ・主に、おとめ山公園や新宿中央公園の森、沼田市や伊那市及びあきる野市等の新宿の森*を活用した自然観察会や生き物調査をすすめる。

身近な生活における生物多様性の理解の推進（行動方針Ⅴ－２）

- ・文化や歴史と自然のつながりなどをふまえ、暮らしと生物多様性との関わりへの理解をすすめる。